

1 事業所及び施設等	2 定義
訪問介護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護を提供する事業所をいう。
訪問入浴介護事業所	法に規定する訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護を提供する事業所をいう。
訪問看護事業所	法に規定する訪問看護又は介護予防訪問看護を提供する事業所をいう。
訪問リハビリテーション事業所	法に規定する訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供する事業所をいう。
通所介護事業所	法に規定する通所介護を提供する事業所をいう。
通所リハビリテーション事業所	法に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを提供する事業所をいう。
短期入所生活介護事業所	法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供する事業所をいう。
短期入所療養介護事業所	法に規定する短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を提供する事業所をいう。
特定施設入居者生活介護事業所	法に規定する特定施設又は地域密着型特定施設をいう。
福祉用具貸与事業所	法に規定する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を提供する事業所をいう。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所をいう。
夜間対応型訪問介護事業所	法に規定する夜間対応型訪問介護を提供する事業所をいう。
地域密着型通所介護事業所	法に規定する地域密着型通所介護を提供する事業所をいう。
認知症対応型通所介護事業所	法に規定する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を提供する事業所をいう。
小規模多機能型居宅介護事業所	法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する事業所をいう。
認知症対応型共同生活介護事業所	法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業所をいう。
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所	法に規定する複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を提供する事業所をいう。

居宅介護支援事業所	法に規定する居宅介護支援を提供する事業所をいう。
地域包括支援センター	法に規定する地域包括支援センターをいう。
特別養護老人ホーム	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する特別養護老人ホームをいう。
養護老人ホーム	老人福祉法に規定する養護老人ホームをいう。
軽費老人ホーム	老人福祉法に規定する軽費老人ホームをいう。
介護医療院	法に規定する介護医療院をいう。
介護老人保健施設	法に規定する介護老人保健施設をいう。